



会 務 通 信

W e b 版

No.325

【令和4年6月号】

会員数 / 個人会員 1,066 名
法人会員 58 法人(5月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会

令和4年6月1日発行

- ◆ 幻の第2号議案 副会長 川合 秀幸
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.44
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部部員 矢野 友朗
- ◆ 企画研修部会報告 企画研修部部員 佐貫 誠司
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 河野 克幸
- ◆ 第1回理事会報告 企画広報部理事 片岡 忠雄
- ◆ 新入会員業務研修会報告 名古屋西支部 三浦 祐紀
東三支部 尾崎 敬介
知多支部 腰嶋 正誉
- ◆ 東海工業専門学校講演会報告 広報副部長 中島 健太
- ◆ 支部紹介 名古屋北支部(第8回) 広報委員 西村 頼人
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

幻の第2号議案



副会長 川合 秀幸

いまだにオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、細心の感染予防対策を施した上で、去る5月27日に令和4年度の定時総会を開催しました。総会後の懇親会につきましては、開催する方向で進めてきましたが直前に中止することになり、楽しみにされていた会員の方には本当に申し訳ございませんでした。

総会の詳細については次号執筆予定者の梅村会長にお任せするとして、本総会に第2号議案の中で上程する予定であった総会の開催方法「ハイブリッド型バーチャル総会」について、少し考えてみたいと思います。

総務部では令和3年12月の部会から、改めて総会の開催方法について協議を続けてきました。そして、本総会では今後の開催方法も視野に入れ、ライブ配信を試みました。また、後日 YouTube による録画配信も行う予定としています。

日調連の内議が通らなかったため、幻となった改正案の趣旨説明は次のとおりです。「愛知会の令和 2 年度・令和 3 年度定時総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り会員みなさまの三密を避けるべく、開催方法の工夫がなされたところです。令和 2 年には経済産業省から『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』が公表され、株主総会ではこれを参考にライブ配信やオンライン出席など、WEB の活用を推奨しています。令和 2 年度臨時総会の第 1 号議案において、WEB を活用した総会の開催方法、電磁的方法による議決権行使について、みなさまにご承認いただきましたが、時期尚早ということで令和 3 年度定時総会において、この部分につき取り下げました。

しかし、ここにきて機は熟しました。あらためて多くの会員の意思が反映できるよう、電磁的方法も含めた事前議決権行使や委任状提出と、総会の開催方法について、多様性の一環として WEB 活用が可能となるように改正します。」と、このように用意していました。「ハイブリッドだ、バーチャルだ、横文字はやめてくれ、意味が分からん。」これは理事会で的一幕です。私も当初は理解できず、何か適当な日本語はないか考えてみましたが適当な言葉が見つからず、しかし何度も読み返しているうちに結局は苦にならなくなりました。この案は、令和 3 年 1 月の臨時総会で上程された第 1 号議案のバージョンアップ版と思っています。コロナ禍などに関わらず、いかなる状況下においても会員みなさまが総会に参加できる環境を整えるための改正案でした。内議が通らなかったということは、今回も機は熟していなかったということになってしまいますが、このハイブリッド型バーチャル総会が当たり前となる時代は、すぐそこまで来ていると感じています。

話は変わりますが、5 月 14 日(土)に開催予定であった支部対抗親善ソフトボール大会が無情にも前日からの悪天候ということで、またしても中止となってしまいました。コロナ禍のため 2 年間、開催を見送ってきたことから、今年こそは何とか開催をと願っていましたが、本当に残念です。このソフトボール大会は支部の結束力を高め、支部の会員間のみならず他支部の会員との交流もできて、愛知会の行事の中でも総会後の懇親会と同様、とりわけ大切な行事のひとつであると私の中では思っています。

来年、もしコロナ禍が落ち着いた状況になれば応援団にも来ていただき、終了後にはその日のプレーをネタに、それぞれの支部で祝勝会や反省会が今までどおり行えることを切に願います。また、還暦となる自分自身としても支部で新調したユニホームでプレーすることを夢見て、そして、この夏のウェイクサーフィンに向けて、今から体づくりに励もうと思います



愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース



No.44

今号は、当センターの運営委員でもある当会会員が補佐人として申立てをし、土地家屋調査士としての業務に活かした体験談を掲載します。

「相談センターを利用して解決しました。」

地元の不動産業者から「市街化調整区域の相続した不動産を処分したい人がいるので手続きを手伝ってほしい。」との連絡があり、依頼者、不動産業者と私の3人で会って話をし、本人確認をしながら公図と案内図を見せていただき状況を確認しました。公図を見たところ、売却希望地は南北に数筆に分かれている一団の土地でした。

依頼者は「父親は本物件の住宅に住んで養鶏業をしていましたが、現在鶏舎は撤去してしまって住宅と物置が建っています。うちが一番古くから住んでいました。隣接地とのいさかいはないです。また以前に南側の土地の所有者とは立会いもしています。」との話でした。

確かに南側については公図及び住宅地図から住宅建築のために分筆されたと推測でき、また、北側は工場敷地、東西はそれぞれ道路であろうことが容易に判断できました。

そこで、業務委託契約を交わして依頼者と別れ、その足で現地確認に向かいました。現地を確認したところ、南側には3つの住宅が存在し、一部には既設境界標があることが目視で容易に確認できました。そして、この案件は市役所の許可手続きが最も大きなものになるであろうと思いながら事務所に戻りました。

市役所との許認可手続きの調整がひと段落したところで依頼者に報告し、測量業務に着手しました。資料調査をしたところ、やはり南側の隣接地は平成19年と平成21年に分筆されて3分割されていました。新地番の付された2つの土地の名義は贈与で所有権が変わっていました。全部事項証明書から父親と二人の息子ではなかろうかとの想像は容易につきました。

現況測量のため、隣地立入りのお願いに伺ったところ、やはり親子関係であることは分かりました。ところが、3件のうちの真ん中の住宅を訪問して挨拶したところ、いきなり父親が依頼者の所有する数筆あるうちの分筆した土地の隣接地について「この隣接の土地は自分の土地だ。死んだ前の所有者が詐欺で取り上げたものだ。この土地の境界の立会いなら印鑑は押せない。」と言われました。その時の状況を聞くと、平成19年に分筆をした際に登記簿と実測の大きな乖離があり50㎡弱の地積更正を行って分筆をしていることが納得できないとの話でした。

2 度目の分筆をした土地家屋調査士は、同じ支部所属でしたので連絡をして確認したところ、「過去の測量資料があったのでその資料と法務局備付測量図、現地の基準点と引照点の確認をして分筆をした。」とのことでした。

資料の開示をお願いしたところ快く了承していただきました。頂戴した平成 21 年当時の分筆登記の資料には平成 19 年の立会承諾書が添付されていました。

そこで、所有権移転された二人の息子さんに立会いをしてもらい同意を得れば問題ないと考え、それぞれの所有者へ連絡したところ、二男は「父親に任せてある。」とのこと。長男はなかなか連絡が取れませんでした。ようやく連絡が取れ、話をしたところ、立会いに応じると言ってもらいました。

現況測量の後、問題の地積測量図を復元したところ、工作物の越境の事実が判明しました。そして、画地調整を終えて市役所と協議し、立会日を決めて立会いに臨みましたが、南側の所有者は当日参加しませんでした。

長男の指定する日時に現地へ行き、現地の既設境界標を確認してもらった上で図面説明をし、確認書への署名をお願いしたところ、「平成 19 年当時に 50 m²少なかったことについて説明がないので印鑑は押せない。」とのことでした。また、「父親が納得すれば印鑑は押すが、父親を納得させるには誠意が必要だ。」と言われてしまいました。

業務の目的が分筆登記を行うだけの業務であれば事実を記載して登記をしてしまいますが、依頼の目的が不動産売買である以上、この事実は宅建業の「重要事項説明書」への記載事項になります。また、これを隠して契約した場合には重大な違反行為になります。

やむを得ず平成 19 年に分筆をした土地家屋調査士に依頼して相手方と連絡を取っていただき協力をしてもらいましたが、解決には至りませんでした。

最も悪い状況に巻き込まれてしまったかもしれないという気分になりました。

依頼者には状況報告をして納得をしていただいていたいました。そこで、依頼者に ADR の手法を勧めました。ADR は境界のプロである土地家屋調査士が言い方を変えて同じ説明をしてくれますし、弁護士の印鑑もある和解契約書が作成されます。

この仕事の目的を考えた場合、和解契約書を重要事項説明書へ添付することで売主の責任は回避されますので ADR が最も効果的であると考えました。

相手方からは ADR を申し立てた後にも何度か連絡がありました。相手方とのやり取りではとても文章にできないようなことも言われた記憶です。依頼者も、それでは円満に話し合いをすることはできませんねと言ってくれましたので、今後のことは全て当会の境界問題相談センターの事務に任せようということになりました。

コロナ禍でしたので期日がなかなか定まりませんでしたが、センターは柔軟に対応してくれました。最後の調停手続は物件所在地の弁護士会支部の会館を借りてその場を設けてくれました。ところが、調停手続の場所が物件所在地の弁護士会支部会館になったせいなのか、相手方ではない父親が出席し、調停委員に対して長時間いろいろなことを話したようでした。それでも調停委員は相手方と父親が和解することに納得するまで話を進めてくれました。

私どもが話をする順番の時にはもう調停委員はとても疲れた様子でしたが、それでも調停委員が最後に「それでは和解契約書の作成に入ります。」と言っていた時には感謝の気持ちと同時に「自分で相手方との対応を続けなくてよかった。これからは相手方の対応に困ったときにはADRに任せよう。」と硬く心に誓った瞬間です。

依頼者さん、やっぱり「あいち境界問題相談センター」に頼んで良かったね。
ジャンジャン！

(匿名 当会会員)

(あとがき)

今回の記事は、会員の誰もが実際に業務で起こりうることだと思います。

参考にして当センターをご利用ください。

当センターは、土地家屋調査士が業務の解決の手段の一つとして役立てるADRとなるように、今後も会員や一般の方々への周知に努め、もっと申立てを利用しやすいセンターとなるよう努力していきます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

利用料金のお知らせ

申立費用	3,300円
調査費用	33,000円(必要に応じて)
期日費用	申立人から初回のみ 7,700円
成立費用	110,000円
※上記金額には消費税が含まれます。	

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。
“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)
電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務財務部会報告



総務財務部部員 矢野 友朗

令和3年度から総務財務部の部員を務めさせていただいております、東三支部の矢野友朗と申します。令和3年度の1年間に開催された部会は、愛知県下に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が実施された時期も含まれるため、参集型による開催が4回・WEB会議方式による開催が8回であり、半数以上がWEB会議方式による開催でした。昨年5月に初めて参加した総務財務部会もWEB会議方式により開催されました。このため直接部会担当役員と顔を合わせることもできず、初めてお話しする方ばかりでしたので、初顔合わせは参集による開催がよかったなと思いました。

私の本会部員の任期は1期2年目を迎えたところですが、支部(東三支部)の総務部員としての任期も3期6年目を迎えました。なぜか本会でも支部でも総務部に属しておりますが、どちらも総務部というと定時総会の準備を一番に思いつきます。この4月と5月は定時総会の季節であり、総務部としては総決算のようなものだからです。東三支部の支部定時総会は4月28日に無事に開催され、本会の定時総会は5月27日開催のため、私は2か月連続で定時総会の準備に追われることになりました。特にこの3年は、新型コロナウイルス禍の最中であり通常の総会が開かれておりません。今年度は、本会も定時総会を参集型で行いますが、懇親会は開催することを断念いたしました。懇親会が開催できないことは致し方ないと思うものの、寂しく思います。早く新型コロナウイルス禍が終息に向かうことを切に願います。

さて、5月10日に行われた総務財務部会の議題を報告いたします。

議題

合同部会

1. 定時総会資料について
2. 役員選挙について
3. 各委員会報告

総務部

1. 定時総会について
2. 調査士の日無料相談会について
3. 令和5年度以降の役員について
4. 定期便封入について

財務部

1. 事業計画について
2. 積立金について
3. 支部会計について

私自身も総務部に関係しなければ、定時総会に対する思い入れもここまでのものではなく、他人事に感じていたと思います。皆様には、定時総会の様子をWEBにより配信しますので、参集いただけない場合も興味を持っていただけると幸いです。

企画研修部会報告



企画研修部部員 佐貫 誠司

はじめて部会報告をさせていただきます東三支部の佐貫と申します。新型コロナウイルス感染症が流行し始め3年目に入ったと記憶していますが、ここにきてようやく緊急事態宣言まで出ることはなくなってきて、インフルエンザのような扱いになり収束していくのかと思っているこの頃であります。

5月11日に開催された部会の報告をさせていただきます。

合同

1. 報告事項(理事会報告等)
2. 各委員会・PT 報告等

企画(業務)部担当

1. 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について
2. 令和4年度第1回勉強会の反省、次回勉強会について
3. 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケートへの協力方について

研修部担当

1. 第1回定例研修会の件(名古屋・豊橋会場)
2. 研修年間スケジュールの件
3. 第3回定例研修会の件(eラーニングシステム導入)
4. 支部別研修担当者会議の件
5. CPD の件
6. 第17回特別研修協力員の選出

私は企画(業務)部を担当していますが、今回は、ほぼ、筆界確認情報の取扱いに関する指針について話し合いました。法務局とも打ち合わせを行う予定で、9月ごろまでにはまとめる予定で動いています。

今年度は、定例研修会を豊橋会場でも行う予定でいます。

令和3年度は、東三支部からは、ほとんど参加がなかったので、豊橋会場で皆さんが集まって、お顔を拝見するのを楽しみにしています。



企画広報部会報告



企画広報部部員 河野 克幸

企画広報部は広報部と企画(社会事業)部の 2 つの部があり、本年度からそれぞれ分かれて担当業務を協議しています。

5 月の企画広報部の報告します。

部会の前半は、広報部と企画(社会事業)部の合同で理事会報告、各委員会報告、懸垂幕について協議しました。その後、広報部、企画(社会事業)部に分かれ担当業務について協議しました。

広報部

- ・懸垂幕について
本年度作成予定の懸垂幕について協議を行った。
- ・動画作成について
本年度 2～3 本動画を作成するため協議中である。
- ・新聞広告について
本年度は名刺広告を行わない予定であるが、無料表示登記相談会の告知は掲載予定である。
- ・専門学校等の制度広報について
東海工業専門学校、東京法経学院との制度広報は今後も実施し、内容を協議していく。

企画(社会事業)部

- ・新城青年会議所主催「中学生のキャリア教育」について
佐野理事から提案があり、調査士会又は調査士として参加できないか検討中である。
- ・インターンシップについて
インターンシップ学生の受け入れについて、協議した。

第 1 回理事会報告

日 時：令和 4 年 4 月 18 日(月)午後 1 時 00 分～同 6 時 30 分

会 場：本会会議室及び各事務所(WEB 会議)

議事に先立ち、梅村会長から以下の挨拶があった。昨年 12 月以来の参集での理事会となる。懸垂幕の設置が完了し、正式に掲げることとした。幕の文言を工夫して、知名度向上につながることを期待する。また、新年度から正式に部会を原則的には第一週の火、水、木曜日に分かれて開催することにした。その他、総会に向けての審議事項や再調査の申立等重要な審議事項が多くあるので、よろしくお願い申し上げる。

議事録署名者に河合理事、片岡理事が指名され、理事会が開催された。以下、議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 事業経過報告について

渡辺総務部長から令和 3 年度の事業経過報告について説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 定時総会について

渡辺総務部長から以下の項目について説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

- ・ 会員への案内について
- ・ 来賓の招待について
- ・ 懇親会の実施について
- ・ 当日、ライブ配信を行うことについて
- ・ 後日、録画を YouTube で配信することについて
- ・ 総会の審議事項について
- ・ 総会資料の内容について
- ・ 当日のスケジュール及び各自の役割等について
- ・ 議長の議決権について

3. 会則の一部改正について(一括上程)

渡辺総務部長から説明がされた。梅村会長から会長指名理事を 3 名から 5 名以内に変更することについて補足説明がされた。協議・審議の結果、賛成多数で可決承認された。

4. 綱紀委員会規則の一部改正について(一括上程)

渡辺総務部長から説明がされた。岸田副会長からの指摘により施行期日を大臣認可の日に修正して総会に上程するとして協議・審議した結果、全員賛成で可決承認された。

5. 役員等選任規則の一部改正について(一括上程)

渡辺総務部長から会則の改正に伴い、役員等選任規則を修正する説明がされた。協議・審議の結果、賛成多数で可決承認された。

6. 再調査の申立てについて

川合副会長から注意勧告の後、被勧告会員から再調査の申立てがあったため、注意勧告に関する規則第 14 条第 2 項に則り、再調査理事会を開くことについて説明がされた。再調査申立てを受理することについて協議・審議の結果、賛成多数で可決承認された。再調査委員構成員について協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

7. 連合会総会の代議員選出について

渡辺総務部長から、令和 4 年 6 月 21、22 日に開催される連合会定時総会へ出席する代議員を 6 名選

出することについて、梅村会長一任としたいとの説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

8. 令和4年度予算案について

樹神財務部長から説明がされた。川合副会長から資料センターのシステム費について補足説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

9. 懸垂幕合意書について

大岩副会長から懸垂幕取替時の隣接地立ち入りの合意書について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

【協議事項】

1. 事務局のパソコン購入について

渡辺総務部長からパソコン買い替えについて説明がされた。協議から審議に変更することについて全員賛成で可決、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 就業規則及び育児介護休業規程の改正について

樹神財務部長から説明がされた。協議から審議に変更することについて全員賛成で可決、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

3. 名古屋市内の測量履歴利用規程の様式 4-2 の回答書の変更について

後藤企画部長から説明がされた。協議から審議に変更することについて全員賛成で可決、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 役員選挙について
3. 監査報告について
4. 中部ブロック協議会事業(測量講習会)実施について
5. 資料センターのシステム改修の予算及び負担について
6. 第1回勉強会について
7. 令和3年度第4回定例研修会の件
8. CPDについて
9. 新入会員業務研修について
10. 会務通信リニューアルについて
11. 東海工業専門学校での講演会企画について
12. 協働会の令和3年度監査実施について

【その他】

1. 懸垂幕除幕式雨天中止について
2. HP 愛知会顧問 BLOG 記載内容について
3. HP トップページでの会館建物写真を懸垂幕設置後写真へ変更することについて

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(企画広報部理事 片岡 忠雄)

新入会員業務研修会報告

令和4年4月8日(金)、9日(土)の2日間にわたり、
新入会員業務研修会が行われました。
以下、受講者の報告を紹介します。



名古屋西支部 三浦 祐紀

令和4年4月8日、9日の2日間にわたり「令和4年度愛知会新入会員業務研修会」が開催され、参加させていただきました。初めに今回の研修会にあたり、ご多忙の中、研修会運営にご尽力していただきました先生方をはじめ、関係者の方々に感謝し、厚く御礼申し上げます。



模擬立会の事前準備(KKR ホテル名古屋)

研修内容は、事前課題としてYouTube配信によるビデオ研修(土地家屋調査士の倫理と現状分析、会組織と事務局の業務等について、職務上請求書利用上の注意、愛知県土地家屋調査士会各センター等のご案内、規則第93条調査報告書の書き方、基準点測定の必要性、資料収集の仕方)と参集型による講習(数値資料のありなし地域の土地境界について、立会の手引き、立会実地研修、適正な業務と正当な報酬)でした。どの研修も内容が濃いものばかりで大変有意義な研修でした。

その中でも立会実地研修と適正な業務と正当な報酬についての研修内容が印象的でした。

立会実地研修では受講者が各班に分かれ、資料収集から画地調整図の作成等、模擬立会の事前準備を行い、模擬立会において筆界立会確認書に署名を頂くことを課題とし行われました。模擬立会の事前準備では各受講者同士で意見を出し合うことにより、今まで自分では気付かなかった心得や準備内容に気付くことができ、立会に向けての準備段階における思考の幅が広がりました。

模擬立会では隣接土地の地主役として梅村会長、名古屋西支部伊藤支部長、名古屋東支部三浦支部長という百戦錬磨の先生方が立会相手で非常に緊張しました。地主役の先生方は今まで経験した中で一番苦労した地主を思い浮かべて地主役を演じると同っていましたので、どのようなことを質問され、意見されるか恐れおののいていましたが、想定外の質問、様々な意見や主張をされ、うまくまとめることができませんでした。改めて境界立会前の下準備、地主様からの聞き取りの重要性を感じ、多岐にわたる意見主張をまとめる難しさを実感しました。

表現の仕方ひとつで相手に与える印象が大きく変わることがあります。今後は誰が聞いても分かりやすく理解しやすい言葉選びをし、意見主張を聞きながら最後には皆様に納得していただき、まとめ上げる力を身につけられるよう努めていきたいと思います。

適正な業務と正当な報酬についての講習では、調査士事務所を経営していくにあたり、必要な知識、考え方を学ばせていただきました。補助者時代も報酬金額については、常々考えていましたが、登録後事務所経営を含めた報酬額を考えることの更なる難しさを実感しました。



公共嘱託登記委託歩掛表案を教えていただき、参考にするべく単価基準は様々あることを知りました。各調査士で必要経費が異なるので、私が事務所経営するにあたり、適正と思われる単価基準を作成し運用していく必要性を感じました。調査士の報酬についてお客様に高いと言われたことはあります。しかし、自分の業務はこれが適正な報酬であると自信を持って言えるような業務内容、単価基準を追求していきたいと思いました。

今般の研修は、自分自身の至らぬ点、補っていかねばならない点を知る良い機会となりました。調査士人生、常に勉強の日々だと思います。初心を忘れず、常に知識、品位の向上に努め、今後の調査士業務をより一層邁進していく所存です。



東三支部 尾崎 敬介

東三支部の尾崎と申します。今回、新入会員業務研修会に参加された皆様お疲れ様でした。東三支部からは、私のみの参加ということで若干寂しく感じましたが、研修を通して他支部の先生方と交流を図ることができ、大変有意義な時間を過ごすことができたと感じています。



立会研修では、初日の午後から、資料調査、画地調整等各班において検討をしました。私の班は実務経験が豊富な先生がいたこともあり、資料調査から画地調整までスムーズに行えたと感じています。また、分からないことや疑問に思ったことも互いに相談しあい協力ができていたと思います。

翌日の立会研修では、各支部長を隣接土地所有者として、実際に境界立会の説明を行いました。実務で行っている立会とは、また違った緊張感の中での説明でした。

私の班では、隣接土地所有者 3 名に対し、1 名押印完了、2 名後日連絡となりました。境界についての上承は得たものの立会出席者が代理人だったこともあり、本人に確認をとってからでないと押印はできないとのことであったため、無理に押印してもらうことは避け、後日連絡としました。実務においてもその場で

押印をいただきたい気持ちが優先し余計な事を言ってしまい、後にトラブルへと発展することも多いので、今回の立会研修でも後日連絡という結果は、私の班としても満足な結果であったと思います。

今回の測量地は、数値資料のある地域ということで、各班、現況図と数値データとの誤差や数値資料の信憑性など考えている事は同じであったと思いますが、それらをどのように説明できるかがポイントだったと思います。

境界立会は経験を積んでいくしかないと言われてますが、土地家屋調査士として必要な知識はしっかりと学び日々研鑽していかなければならないと改めて感じました。

最後に、今回の新入会員業務研修会を実施するにあたり、準備や講師及び指導をしてくださった新入会員業務研修委員会の先生方、本当に2日間ありがとうございました。これからの土地家屋調査士としての人生において、とても勉強になる研修会でした。

知多支部 腰嶋 正誉



令和4年4月8日(金)、9日(土)の2日間において「愛知会新入会員業務研修会」が行われました。研修内容として、1日目の午前中は座学による「数値資料のある地域の土地境界について」「数値資料のない地域の土地境界について」「立会の手引き」午後からは各班に分かれて翌日に実施される立会実地研修に備えて、資料収集、画地調整、座標計算、筆界立会確認書の作成等を行いました。

2日目は朝から各班による立会の準備作業として、座標データから測量機器を使用して仮杭を設置し、立会実地研修を行いました。午後からは立会実習地主役をされた各支部の先生方から講評をいただき、実務からの立会経験談を聞きました。その後「適正な業務と正当な報酬(一部、二部)」の講習を受け、最後に2日間にわたる新入会員業務研修会の講評をいただき、終了となりました。

研修会が終了をした後、参加した新入会員の多くの人の強く印象に残ったのは、やはり「立会実地研修」でした。地主役である経験豊富な各支部の支部長による核心をついた質問に対して、緊張からか説明が早口となってしまうこと、知らず知らずのうちに専門用語を使用して相手が理解をしていないのにも関わらず一方的に説明を進めてしまっていること等、多くの課題を見つけることができました。

立会時に心がけなければいけない「地主が何を疑問や不安に思っているのか」という相手の立場になって話を聞くことや、「その疑問に対して具体的に



何をどのように説明しなければいけないのか」など、境界(筆界)について地主が理解、納得をしていただく説明について、これほど大変で、十分な準備をする必要があることを改めて感じることができました。

講評の中で「実際にこれほどの意見を言う人は少ない」とのお話もありましたが、支部長方がこれまでに経験をされたことから、今後、私たちが少しでも苦勞をしないようにとの心遣いからくる「優しさ」であったと感じ、これからの実務にとっても貴重となるよい経験をさせていただいたと思います。

最後になりますが、本業がある中、私たち新入会員のためにこのような身になる新入会員業務研修会の設営をいただきました、梅村会長をはじめ、各役員の先生方、新入会員業務研修委員長である南舘先生、各委員の先生方、並びに各支部長の先生方と多くの先生方に深く感謝を申し上げます。

今後は、研修で感じた貴重な経験を忘れることなく、土地家屋調査士業に取り組んでいきたいと思っています。



上: 立会実施研修(幅下公園)
左: 挨拶する梅村会長

東海工業専門学校講演会報告

日 時：令和4年5月9日(月)午後4時～同5時

会 場：東海工業専門学校金山校

今年も東海工業専門学校金山校に協力していただき、「職業としての土地家屋調査士を選択した理由」と題して、東海工業専門学校の卒業生でもある、熱田支部所属の森田正樹会員が土地家屋調査士の広報のため、講演を行いました。

愛知県土地家屋調査士会として東海工業専門学校で講演をさせていただくのは、今年で4回目となりました。今回は東海工業専門学校のご尽力もあり、過去最多の104名の生徒が参加してくれました。



参加してくれた生徒は測量科、測量設計科、測量研究科で勉強している生徒たちで、講演会後のアンケートを見ると土地家屋調査士について、資格名は聞いたことがあると答えている生徒が多くいました。普段から測量に関係している授業を受けていることもあり、授業で先生から土地家屋調査士について聞いた、と答えている生徒もいたことは嬉しく思いました。



学生を前に講義をする森田会員

森田会員は講演において、土地家屋調査士はどのような仕事か、どのようにして土地家屋調査士を目指すことになったのかを話してくれました。この講演は教科書には載っていない一人の人間の人生についての話であり、土地家屋調査士に興味がない生徒も考えさせられる内容だったと思います。

また生徒たちから講演内容が面白かったとの感想をいただきました。講演に参加してくれた生徒たちが今後どのような仕事をしていくのか、またどんな人生を生きたいのかを少しでも考える場になってくれたのであれば、よかったと思います。

私の個人的な意見としては、これからの広報は東海工業専門学校の生徒たちや東京法経学院で資格取得に向け勉強している方などに、もっと土地家屋調査士の魅力を伝えていきたいと思っています。現在、土地家屋調査士の受験者数は4,000名にも満たないという異常事態です。これについて同業ライバルが減って喜ばしいと感じている会員は考えを改めていただきたいと思っています。土地家屋調査士の制度そのものが無くなるかもしれないと危機感を持ち、土地家屋調査士制度の発展に全会員で取り組むことが必要になっていると感じます。

最後に、今回の講演会にご協力いただきました、東海工業専門学校の関係者の皆様には、このような貴重な機会を作っていただき感謝いたします。

(広報副部長 中島 健太)

支部紹介 ～名古屋北支部～

第8回



愛知県土地家屋調査士会の各支部で行われている事業や県内各地域の特色を支部選出の広報委員が紹介します！

名古屋北支部は、名古屋市中区、北区、春日井市、小牧市、北名古屋市、西春日井郡豊山町の6つの地区からなり、支部内に名古屋法務局本局と春日井支局があります。今回は各地区の紹介とともに、私が好きな各地区のスイーツを紹介します。



名古屋市中区(会員 個人 41 名、法人 11 法人)

言わずと知れた名古屋市の中心です。名古屋市役所も名古屋法務局本局も名古屋城も栄も金山も大須も錦三も、すべて中区にあります。

有名なスイーツもいろいろありますが、私の好物は「青柳総本家」の「ケロツツォ」です。ご存じ「かえるまんじゅう」の洋風版とでもいうべきもので、薄皮生地の中に生クリームとクリームチーズをミックスしたクリームがたっぷりサンドされています。

これがまたおいしいのです。特に写真右側のクリームの中にラムレーズンとクルミが入っているものは、甘すぎず、ちょっぴり大人の味で、お酒にも合います。



左:ケロツツォ クリームチーズ&レモン 350 円(税込)
右:ケロツツォ ラムレーズン&くるみ 360 円(税込)

名古屋市北区(会員 個人 18 名、法人 2 法人)

私が事務所を構える地区です。大きな繁華街はありませんが、鉄道では JR 中央本線、地下鉄名城線、名鉄瀬戸線、名鉄小牧線、TKJ 城北線。道路では名古屋高速が南北に走り、名二環と楠 JC で交わり、国道も 19 号、41 号、302 号が走り、交通の便が良い地区です。



私がおすすめするのは、サンドイッチ・テイクアウト専門店「キタサンド」のフルーツサンドです。

この店、惣菜のサンドイッチもおいしいのですが、私の好物は何と言ってもフルーツサンド。フルーツとクリームがたっぷりです。フルーツに合わせてクリームが甘さ控えめになっているので、いくつでも食べられます。

甘くなった口をさっぱりさせるのが、青いアイスハーブティー。青いハーブティーも珍しいですが、レモン果汁を入れると紫に変わります。ほのかに甘みを感じる優しい味で、フルーツサンドにぴったりです。



フルーツサンド 490 円(税込)
ハーブティー 380 円(税込)

春日井市(会員 個人 34 名、法人 1 法人)

春日井市は、私には名古屋市のベッドタウンのイメージがあり、新しい街かと思っていましたが、市内には、味美二子山古墳、高御堂古墳など多くの古墳があるようで、古くから人が住んでいたようです。高蔵寺ニュータウンの建設が始まり、区画整理が進み、ベッドタウンの性格が強まってきたのは、昭和 30 年代からとのことでした。



サボテンくん 90 円(税込)、サボテンのどら焼き 180 円(税込)、サボテンパイ 180 円(税込)

そのころからサボテンの栽培も盛んになり、現在では生産量日本一です。

市内にはそのサボテンを使った名物がいくつもあり、中にはサボテンラーメンなるキワモノ(失礼)もありますが、今回紹介するのは「美濃屋」のサボテントリオこと「サボテンくん」「サボテンのどら焼き」「サボテンパイ」です。

どれも生地にサボテンパウダーが入っているようですが、青臭さはなく、ほんのり香る程度で、誰もが好きな味に仕上がっています。お手頃価格で日持ちもするので、境界立会の際の手土産にもいいなと思いました。

小牧市(会員 個人 20 名、法人 1 法人)

濃尾平野のほぼ中心に位置し、名神高速、東名高速、中央自動車道の結節点となる小牧 JC があり、陸上交通の要衝であるとともに一大工業都市です。



小牧市一押しスイーツは、何と云ってもしるこサンド。久しぶりに松永製菓直売店へ行ってみました。が、店がない。小牧国際ボウルの敷地内にあった覚えでしたが、店どころか小牧国際ボウル自体が無くなっていました。跡地にある中京テレビハウジングの駐車場に入ってみると、ありました。『パインツリーファクトリー』という名のオシャレな店に生まれ変わっていました。

店は変わりましたが、お目当てのものは変わっていません「割れビス」。しるこサンドはこれだけ入って 100 円です。味は皆様もご存じの変わらぬおいしさ、わずかに塩気を感じる甘さです。



割れビス

スターしるこサンド 100 円(税込)

チーズクラッカー 100 円(税込)

ストロベリーサンド 110 円(税込)

北名古屋市(会員 個人 13 名)

平成 18 年に旧師勝町と旧西春町が合併して誕生しました。市役所はいまでも旧師勝庁舎と旧西春庁舎をそれぞれ東庁舎、西庁舎として使用しています。ちなみに我々が官民境界でお世話になる施設管理課は西庁舎にあります。市の中心を南北に走る名鉄犬山線は、地下鉄鶴舞線と相互乗り入れしており、名古屋市へのアクセスが非常に良好です。



そんな北名古屋市のおすすめスイーツは、私がよく利用する洋菓子屋さん「パティシエ トカノ」の「高田寺ぽてと」です。本堂と御本尊様が国の重要文化財に指定されている「高田寺(こうでんじ)」から名前をとったスイートポテトです。徳島県産の鳴門金時を使用し、芋の甘さを活かしつつ洋菓子としての満足感もある味に仕上げられています。

高田寺ぽてと 220 円(税込)

西春日井郡豊山町(会員 個人3名)

名古屋空港とイチローが有名な地区です。町の面積のうち 1/3 近くを県営名古屋空港の敷地が占めているそうです。ちなみに西春日井郡は豊山町だけで構成されています。さらに愛知県内で面積最小の自治体だそうです。



豊山町でみつけたスイーツは、その名も「空飛ぶ KUZU BAR」。地元の和菓子屋「秀清堂」とフジドリームエアラインズの共同開発した、溶けないアイスです。凍ったまま食べるので、つめたくてシャリシャリなのですが、くず粉を使用しているためモチモチもしていて何とも不思議な食感です。味も 12 種類と豊富で、目で見ても食べても楽しいアイスです。私が食べたのはパイン味でしたが、暑い日の測量終わりにいただいたので、それはそれは美味しく感じました。その上、モチモチで腹持ちもよく大変おすすめです。



よくみると“FDA”の刻印があります。

空飛ぶ KUZUBAR たぶん 480 円

(すいません。レシートもらい忘れました。)

(広報委員 西村 頼人)

事務局からのご案内

6月の予定

- 1 日 企画(業務)・研修部会
- 2 日 企画(社会事業)・広報部会
- 7 日 総務・財務部会
- 9 日 広報委員会
- 10 日 境界問題相談センター運営委員会
- 15 日 支部長会議
- 21～22 日 連合会定時総会
- 23 日 理事会
- 24 日 自由業当番会
- 26～28 日 連合会令和4年度新人研修(つくば)
- 30 日 第1回定例研修会(名古屋)

事務所の TEL・FAX の新設

幡多 聡(豊田支部)
愛知第 3083 号
FAX 0565-50-8023

退会者

加藤 由起夫(岡崎支部)
愛知第 2576 号／平成 18 年 1 月入会

小林 哲三(岡崎支部)
愛知第 2611 号／平成 19 年 1 月入会

5月の入会者

おさだ よしひろ

長田 吉弘(名古屋西支部)
愛知第 3084 号
〒451-0031
名古屋市西区城西三丁目 19 番 1 号
TEL 052-522-2216
FAX 052-528-5802

訃報

野村 年正(豊田支部)
愛知第 1900 号／昭和 60 年 9 月入会
令和 4 年 5 月 22 日逝去(71歳)
謹んでご冥福をお祈りいたします

事務所変更

徳田 章吾(名古屋北支部)
愛知第 2908 号
〒481-0004
北名古屋市鹿田東海 11 番地 7
TEL 0568-48-7789・FAX 0568-48-7981

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人セントラル(岡崎支部)
使用人調査士の雇用:愛知第 3078 号 古川 達也

知多支部 事務所
移転のお知らせ



知多支部事務所が 令和4年6月1日(水) から、
以下のとおり移転します。

○ 新事務所
半田市郷中町 1 丁目 1 番地 日乃本ビル 1F 5 号室
電話:0569-26-5011 FAX:0569-26-5012

詳細はホームページ＞会員の広場＞通知・通達を
ご覧ください。

業務に関するお知らせ(4月16日から5月17日)

- 4月18日 登記情報提供サービスの利用時間の拡大について
- 4月20日 安城市維持管理課の改訂について
- 4月22日 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査の結果について
- 4月28日 法務局からの事務連絡について(税通の提出の一部不要の旨の通知)
- 5月2日 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について
- 5月2日 国土交通省が実施する「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の募集について
- 5月16日 令和4年度年次研修の実施について(予告)
- 5月17日 知多地区合同事務所移転のお知らせ
- 5月17日 国土交通省が実施する「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の募集について
- 5月17日 eラーニングコンテンツの公開について
- 5月17日 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について



以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

編集後記

業務の責任の重さを実感しつつ仕事をこなす毎日です。
目の前の仕事に誠意を持って取り組むことを心がけています。
とはいえ、順調なことばかりではなく、結果を出すために奮闘が続く日々です。
ひとつ問題を解決してやれやれと思ったら、また次の問題が発生する、の繰り返しですが、誠意を持って仕事にあたりなさいと言ってくださった大先輩の言葉をいつも胸に刻んで踏ん張っています。

(広報委員 岡田 厚子)



■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人／梅村 守

■発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号 TEL 052-586-1200